

添付法令資料 4 :

外国人労働者の利用に関する 2018 年 3 月 26 日付インドネシア共和国大統領令 No.20
(目次)

公布の日から 3 か月後に施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	外国人労働者の利用 (第 2 条ないし第 25 条)
第 3 章	教育及び訓練の実施 (第 26 条ないし第 29 条)
第 4 章	報告 (第 30 条及び第 31 条)
第 5 章	指導及び監督 (第 32 条及び第 33 条)
第 6 章	制裁 (第 34 条)
第 7 章	費用 (第 35 条)
第 8 章	雑則 (第 36 条)
第 9 章	経過規定 (第 37 条)
第 10 章	終則 (第 38 及び第 39 条)